

公益社団法人三重県獣医師会
賛助会員規約

平成24年3月1日制定

この法人の定款第6条に基づき賛助会員規約を制定し、次のとおり運営する。

(目的)

第1条 賛助会員制度は、本会の外部関係者が本会に対する協力、理解を高めることにより、本会の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員になる資格を有する者は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする個人または団体とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本会が作成又は発行する資料の提供
- (2) 希望により本会ホームページにおいて、その名を公表する。
- (3) 会長が適当と認めた本会の事業への参加
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(賛助会員の権利)

第4条 広告媒体への(本会賛助会員)の名称を使用することができる。但し、名称使用には事前に会長の承認を必要とする。

第2項 退会等、賛助会員の資格を失うとともに、第1項の権利は消失する。

(加入)

第5条 賛助会員として加入しようとする者は、入会申込書を会長に提出して理事会において決する。

(会費)

第6条 賛助会員は、別に定めるところにより年会費を納入するものとする。

(退会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本会に届け出て退会するものとする。

(除名)

第8条 本会は、次の各号に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本会の事業を妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により本会の信用を失わせる行為をした賛助会員

(届出)

第9条 賛助会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

(その他)

第10条 入会金、会費その他の拠出金品は、賛助会員の退会の場合に於いてもこれを返還しない。

第2項 賛助会員について、本規約に定めない事項であって必要な事項は理事会の定めるところによる。

附則、本規約は、平成24年4月1日より施行する。

公益社団法人 三重県獣医師会
賛助会員内規

平成24年3月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人三重県獣医師会、(以下「会」という。) 賛助会員規約に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、企業・団体・NPOなどを対象とする団体会員と、個人会員の2種類とする。

(会費)

第3条 賛助会費は次のとおりとする。

- (1) 団体会員の賛助会費は、一口年額3万円、一口以上とする。
- (2) 個人会員の賛助会費は、一口年額5千円、一口以上とする。
- (3) 賛助会費の納入は、当該年度の7月末日までとする。ただし、8月以降入会の場合の当該年度分の納入は、入会申し込み時とする。

附則、この内規は、平成24年4月1日より施行する。